

第3号様式（第6条第1項関係）

| 市長 | 副市長 | 部長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 主査・主査補 | 班員 |
|---------|-----|----|----|--------|--------|----|
| | | | | | | |
| 付議・報告部課 | | | | | | |

令和3年11月1日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年11月1日（月）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

保険年金課 榊谷課長、鈴木主事

3 件名

白井市人間ドック等受検費用助成事業（後期高齢者医療制度分）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・人間ドック等助成制度を利用した場合、市の健（検）診は利用出来ないのか。
→人間ドックの費用助成を受けた場合、後期高齢者健診は利用できない。

・市のがん検診は人間ドック助成制度と重複して利用できるのか。
→現要綱では制限していない。

（指示）

- ・健康づくり施策の1つであることから、健康課の事業との役割分担を明確にし、連携を進めること。
- ・多くの市民に利用していただけるよう、周知徹底すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 保険年金課

| | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|----------------|-----------|------|--------------|-------|----|
| 件名 | 白井市人間ドック等受検費用助成事業(後期高齢者医療制度分)について | | | | | | | |
| 現状・課題 | <p>○現状 当市は、県内でも後期高齢者医療制度の被保険者1人あたりの医療費が高い傾向が続き、医療給付費に対する負担金も増加傾向が続いていた中、疾病の早期発見・早期治療の契機となり、もって医療費の縮減に繋がる人間ドック及び脳ドックの受検費用に対する助成を平成28年度から実施している。</p> <p>○課題 人間ドック助成金(1件:最大2万円)の財源は、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託料及び補助金並びに一般会計からの事務費繰入金(一般財源)となっていたが、広域連合からの補助金が令和3年度より全額廃止となっている。 財源が減額された中、本事業を現行制度のまま継続するには、一般会計繰入金が不可欠であり、一般会計への影響を考慮すると令和4年度以降の事業の可否及び助成金額(減額等)について早急に決定する必要がある。</p> | | | | | | | |
| 付議事案 | 目的 | 人間ドック等の受検費用の一部助成を継続することにより、疾病の早期発見・治療につなげ、引き続き重症化の予防による健康寿命の延伸や医療費の適正化を図る。 | | | | | | |
| | 対応方針 | 人間ドックの健康診査に相当する部分の受検結果を引き続き受領することにより、結果に対する相談や医療機関等の受診活用され、また、脳ドック、健康寿命の延伸や医療費の適正化に資されるため、本事業を継続したい。 本事業の継続を前提に、助成金額を広域連合からの委託料相当額とし、人間ドック1件あたり最大10,000円とする。また、脳ドックについても1件当たり最大10,000円とする。 | | | | | | |
| 論点(決定を要する事項) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業を継続実施すること。 2. 助成金額の上限額を20,000円から10,000円に減額すること。 3. 助成金の財源として、引き続き一般会計からの繰り入れを継続すること。 | | | | | | | |
| 部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項) | <p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続については適切と考える。 ・助成件数が少数であることから、広報・PRの強化が必要である。 <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源が減額される中、助成金額の減額はやむを得ないものとする。 ・独立採算制を考慮すると、一般会計からの制度外繰り入れは、解消すべきであり、助成金額の減額は必要である。 ・人間ドック等の受検希望者数を精査し、適切な予算計上に努めること。 | | | | | | | |
| スケジュール | 令和4年1月 議員全員協議会 令和4年3月 過去利用者に周知 令和4年4月 改正後の要綱施行・広報誌掲載 | | | | | | | |
| | 項目 | 有無 | 方法(時期) | 項目 | 有無 | 方法(時期) | | |
| | 条例規則 | 有 | 要綱改正(R4年3月) | 報道発表 | 無 | | | |
| | 議会説明 | 有 | 議員全員協議会(R4年1月) | 広報・HP等 | 有 | 令和4年度当初予算議決後 | | |
| | 市民参加 | 無 | | | | | | |
| 付議書公表 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで | | | | | | | |
| 参考情報 | 関係法令等 | 白井市人間ドック等助成金交付要綱 | | | | | | |
| | 関係課 | | | | | | | |
| | 事業費 | 令和4年度 1,630 千円 (うち特定財源 | | 1,015 千円) | | | | |
| | カテゴリー | 年代 | 高齢者 | 場所 | 市内全域 | 目的 | 健康・福祉 | 手段 |

白井市人間ドック等受検費用助成事業（後期高齢者医療制度分）について

【1】事業概要

平成27年度当時、市では、健康寿命の延伸と地域の活力維持に向け、高齢期を迎えても仕事や地域活動で活躍し、一人ひとりが主体的に自らの心身機能の維持に努めるよう各種施策に取り組むこととされており、平成28年度から千葉県後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の高齢者）に対して、人間ドック及び脳ドック（以下、人間ドック等）の受検費用助成事業を実施している。

（1）助成内容

- 人間ドック助成 助成額：検査費用の2分の1（上限額2万円）
制 限：各年度1回の助成
- 脳ドック助成 助成額：検査費用の2分の1（上限額2万円）
制 限：各年度1回かつ2年度連続しての助成は不可

（2）助成実績（H28～R2）

- H28 人間ドック：40件、脳ドック：37件
- H29 人間ドック：70件、脳ドック：23件
- H30 人間ドック：85件、脳ドック：31件
- H31 人間ドック：86件、脳ドック：38件
- R 2 人間ドック：75件、脳ドック：23件

（3）財源

- 人間ドック助成
 - ・委託料（平成28年度から現在も継続）
人間ドック受検者は健診受診者と見なすことができるため、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託料が支払われている。
令和3年度の単価は1件あたり9,031円となっている。
 - ・補助金（平成28年度から令和2年度まで）
平成29年度まで千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）より『長寿・健康増進事業補助金』が、市の負担額全額分交付されていたが、平成30年度から段階的に廃止され令和3年度に完全廃止された。
 - ・一般財源（平成30年度から）
- 脳ドック助成
 - 平成28年度から一般財源のみ
- 事業実施に係る事務費（消耗品費、通信運搬費等）
 - 平成28年度から一般財源のみ

【2】経緯

○平成30年10月

厚労省から広域連合に交付される交付金の減額に伴い、広域連合から市町村への補助金も平成30年度から段階的に廃止される旨通知があった。

・各年度補助上限

平成30年度 976,010円（平成29年度補助額）

平成31年度 587,000円

令和2年度 391,000円

令和3年度以降 廃止

○令和2年1月

「第5次総合計画 後期基本計画」の実効性を確保するため、実施計画に係る財政推計の見直し依頼が財政課からあり、今までの経緯を踏まえ「●人間ドック等受検費用助成事業」の推計見直しを行った。

○令和2年12月

市全体の予算編成にあたり、財政調整基金繰入金「第5次総合計画 後期基本計画」と整合性がとれないため、後期会計においても一般財源予算を44万7千円削減する必要が生じたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、人間ドック等受検希望者数を再精査して予算編成を行った。

○令和3年8月

令和4年度の予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が減少し、人間ドック等受検希望者が再び増加することが見込まれることから、人間ドック等助成制度の必要性について検討を行った。

検討の結果、保険年金課としては、現助成制度に事業効果があると認め、利用者の拡大を推進していくことが必要であると結論を出した。

そのため、事業の継続及び推進に係る予算編成について関係課等に意見を伺った。

○令和3年9月

関係課等と協議の結果、本助成事業継続及び推進について、行政経営戦略会議に付議し諮ることとなった。

○令和3年10月

本助成事業継続及び推進について、行政経営戦略会議に付議したが、付議内容が市全体の財政状況を考慮したものでないという理由で、不受理となった。

そのため、上記理由を踏まえ事業費縮小の方向で再度行政経営戦略会議に付議し諮ることとなった。

【3】後期高齢者医療制度に係る市内の医療費

後期高齢者医療制度の被保険者は増加傾向にあるため、それに伴い医療費も増加している。

各市の医療費（広域連合負担分）の1/12については広域連合に対し、各市が一般会計から負担しているが、平成28年度～平成31年度の白井市の状況は、**毎年平均37,515,584円市の負担額が増加している。**

この負担額の増加割合は、被保険者の増加割合より高い傾向にあり、医療費を抑制するための事業を積極的に実施していくことが重要な状況である。

○白井市一般会計の負担状況

| | | 市内の医療費（広域連合負担分） | 給付費負担金（白井市負担額） |
|-----|--------|-----------------|----------------|
| 実績 | 平成28年度 | 4,365,811,115 円 | 363,817,593 円 |
| | 平成29年度 | 5,112,165,373 円 | 426,013,781 円 |
| | 平成30年度 | 5,256,936,709 円 | 438,080,309 円 |
| | 平成31年度 | 5,716,372,150 円 | 476,364,346 円 |
| 見込み | 令和2年度 | 5,772,312,000 円 | 481,026,000 円 |
| | 令和3年度 | 6,179,436,000 円 | 514,953,000 円 |
| | 令和4年度 | 6,426,613,440 円 | 535,551,120 円 |
| | 令和5年度 | 6,683,677,978 円 | 556,973,165 円 |

○被保険者数の状況

| | 年度末被保険者数 | |
|-----|----------|-----|
| H28 | 6,197 人 | |
| H29 | 6,713 人 | |
| H30 | 7,217 人 | |
| H31 | 7,680 人 | |
| R2 | 7,973 人 | |
| R3 | 8,160 人 | 見込み |
| R4 | 8,760 人 | |
| R5 | 9,350 人 | |

○白井市の1人あたり医療費
(10割分)

| | 1人あたり医療費 |
|-----|----------|
| H30 | 877,530円 |
| H31 | 891,139円 |
| R2 | 837,611円 |

【4】人間ドック等の意義

(1) 助成制度利用者の医療費について

後期被保険者全体と人間ドック等助成制度を多く利用している者（過去に3回以上利用している者）の令和2年度の医療費について比較を行った。

人間ドック等助成制度を多く利用している者の1人あたりの医療費平均は493,323円であり、市内の75から79歳までの後期被保険者の医療費平均である591,052円を下回っている。（1人あたり97,729円安い。）

これは、5歳刻み年齢でそれぞれ比較しても概ね同じ状況であり、人間ドック等助成制度を継続して利用している者は、未利用者と比較して医療費の負担が少ない傾向であると考えられる。

○人間ドック等助成制度を多く利用している者の医療費（令和2年度）

| 年齢 | 受險者数 | 医療費合計（円） | 1人あたり医療費（円） |
|-------|------|------------|-------------|
| 65～69 | 0 | 0 | 0 |
| 70～74 | 1 | 178,230 | 178,230 |
| 75～79 | 31 | 8,805,030 | 284,033 |
| 80～84 | 19 | 10,359,810 | 545,253 |
| 85～89 | 2 | 6,803,040 | 3,401,520 |
| 90～94 | 0 | 0 | 0 |
| 95～99 | 0 | 0 | 0 |
| 100～ | 0 | 0 | 0 |
| | 53 | 26,146,110 | 493,323 |

○市内の後期被保険者全体の医療費（令和2年度）

| 年齢 | 被保険者数 | 医療費合計（円） | 1人あたり医療費（円） |
|-------|-------|---------------|-------------|
| 65～69 | 23 | 36,378,900 | 1,581,691 |
| 70～74 | 67 | 150,715,160 | 2,249,480 |
| 75～79 | 3,724 | 2,201,076,360 | 591,052 |
| 80～84 | 2,156 | 1,500,704,090 | 696,059 |
| 85～89 | 1,147 | 928,660,070 | 809,643 |
| 90～94 | 498 | 459,850,280 | 923,394 |
| 95～99 | 148 | 137,000,400 | 925,678 |
| 100～ | 11 | 13,418,650 | 1,219,877 |
| | 7,774 | 5,427,803,910 | 698,200 |

(2) 人間ドック等により発見・予防できる疾病

下表は、全国後期高齢者の総医療費が高い順に疾病が並べられたものである。

表の着色してある疾病が、人間ドック等を受検することで早期発見できる可能性があるものであり、人間ドック等が、最も多く医療費がかかっている『悪性新生物(腫瘍)』はもちろん、その他順位が高い疾病にも対応していることがわかる。

また、総医療費順位・1件あたり医療費順位がともに2位である『脳血管疾患』は一般的な健診では発見が難しいため、脳ドックによる早期発見の必要性が伺える。

なお、表の1件あたり医療費は入院1か月にかかる医療費の平均であるため、入院が長引く場合や、その後のリハビリなどでさらに医療費がかかった場合には、一度の治療で医療費が数百万に達することもある。

| 総医療費 順位 | 1件あたり 医療費 (入院) 順位 | 疾病分類名 | 総数 | | | 1件あたり医療費 (入院) 単位: 円 |
|------------|-------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------------|------------------------|
| | | | 件数 | 日数 | 点数 | |
| | | 総数 | 288,625,183 | 724,517,606 | 1,266,780,816,340 | |
| 1位 | 4位 | 悪性新生物<腫瘍> | 11,296,458 | 34,988,373 | 142,898,251,384 | 640,611 |
| 2位 | 2位 | 脳血管疾患 | 10,223,352 | 44,202,681 | 103,479,549,451 | 653,175 |
| 3位 | 3位 | 骨折 | 5,247,609 | 32,631,693 | 90,449,868,874 | 650,956 |
| 4位 | 19位 | 高血圧性疾患 | 60,125,342 | 97,640,445 | 89,875,583,316 | 413,315 |
| 5位 | 7位 | 糸球体疾患、腎尿管間質性疾患及び腎不全 | 2,835,194 | 25,979,965 | 78,841,563,691 | 590,232 |
| 6位 | 13位 | 神経系の疾患 | 12,493,455 | 47,803,258 | 72,754,738,879 | 487,795 |
| 7位 | 16位 | 糖尿病 | 15,398,232 | 29,441,679 | 45,886,918,138 | 472,341 |
| 8位 | 1位 | 虚血性心疾患 | 5,989,985 | 11,512,643 | 32,379,440,661 | 726,760 |
| 9位 | 14位 | 肺炎 | 780,469 | 8,165,339 | 25,486,711,755 | 487,098 |
| 10位 | 17位 | 症状、徴候及び所見で他に分類されないもの | 4,889,082 | 11,143,000 | 17,824,032,237 | 449,169 |
| 11位 | 22位 | 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害 | 1,283,414 | 14,105,302 | 17,582,373,188 | 382,946 |
| 12位 | 27位 | 白内障 | 6,065,889 | 8,295,891 | 14,668,821,074 | 292,367 |
| 13位 | 15位 | 皮膚及び皮下組織の疾患 | 8,975,510 | 15,040,364 | 12,876,243,246 | 483,458 |
| 14位 | 18位 | 胃及び十二指腸の疾患 | 7,024,118 | 12,527,247 | 12,753,567,812 | 445,602 |
| 15位 | 12位 | 気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患 | 1,781,272 | 4,837,721 | 10,006,624,142 | 492,845 |
| 16位 | 6位 | 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 | 932,666 | 2,775,491 | 9,133,981,145 | 619,846 |
| 17位 | 20位 | 喘息 | 2,727,934 | 4,842,794 | 6,185,790,862 | 411,812 |
| 18位 | 11位 | 肝疾患 | 1,222,013 | 2,987,671 | 5,235,702,001 | 496,944 |
| 19位 | 26位 | 耳及び乳様突起の疾患 | 3,587,242 | 6,130,011 | 4,264,741,452 | 292,898 |
| 20位 | 24位 | 腸管感染症 | 365,905 | 1,057,335 | 2,268,895,229 | 356,233 |
| 21位 | 25位 | 急性上気道感染症 | 1,563,439 | 2,537,635 | 1,425,474,348 | 302,208 |
| 22位 | 10位 | 結核 | 90,097 | 539,571 | 1,259,268,008 | 537,443 |
| 23位 | 23位 | 急性気管支炎及び急性細気管支炎 | 464,942 | 867,345 | 1,000,694,726 | 356,423 |
| 24位 | 8位 | 慢性副鼻腔炎 | 792,574 | 1,644,127 | 942,439,821 | 574,725 |
| 25位 | 28位 | 痔核 | 573,604 | 858,152 | 846,570,490 | 221,838 |
| 26位 | 5位 | 先天奇形、変形及び染色体異常 | 195,739 | 403,299 | 760,272,740 | 636,755 |
| 27位 | 21位 | 主として性的伝播様式をとる感染症 | 23,591 | 48,511 | 72,452,260 | 406,159 |
| 28位 | 9位 | 周産期に発生した病態 | 254 | 1,248 | 2,399,399 | 549,191 |
| 29位 | 29位 | 流産 | 24 | 38 | 45,256 | 35,590 |

(厚生労働省ホームページの『医療費の動向調査』より)

【5】人間ドック助成事業を縮小・廃止した場合のがん検診等への影響

人間ドックの助成事業を縮小・廃止した場合、人間ドックの替わりとして、後期健診や市のがん検診を受検する可能性が高いと見込まれる。

人間ドックにおいては、最低限として市の後期高齢者健診、胃がん検診、大腸がん検診及び肺がん・結核検診を含んでいるものがほとんどであり、それらすべてを市で実施した場合、市の一般財源負担額は 8,910 円で**最大約 2,000 円の支出削減**となるが、その他のがん検診も受検した場合は逆に**約 1,000～3,000 円の支出増加**となる。

また、人間ドックは希望する検査を一度に受検することが出来るが、市のがん検診等は日程がそれぞれ分かれているため、利便性に大きな違いがあり、**人間ドックの助成事業を縮小等により単純にすべての受検を辞める者も想定**される。

その場合は**最大 10,969 円と大きな支出削減になるが、その反面、健康寿命の低下や医療費の増加が懸念**される。

○参考：令和3年度人間ドック助成における市の1件当たり最大負担額

| | | |
|------------|----------------|--------|
| 人間ドック受検の場合 | 負担額 | 20,000 |
| | 歳入額（後期健診委託料） | 9,031 |
| | 実質負担額（一般財源負担額） | 10,969 |

○参考：令和3年度がん健診等における市の1件当たり最大負担額

| 実施検査 | 受検項目 | 受検費用 | 負担額 （一般財源） |
|--------------------|----------------|-------|---------------|
| 後期高齢者健診（個別） | ○ | 9,031 | 9,031 |
| 胃がん検診 | ○ | 5,940 | 5,940 |
| 大腸がん検診 | ○ | 1,320 | 1,320 |
| 肺がん・結核検診 | ○ | 1,650 | 1,650 |
| 子宮頸がん検診 （2年に1回） | ○ | 5,280 | 5,280 |
| 乳がん検診 （2年に1回） | ○ | 5,610 | 5,610 |
| 前立腺がん検診 （2年に1回） | | 6,560 | |
| X | 負担額合計 | | 28,831 |
| | 歳入額（後期健診委託料） | | 9,031 |
| | 実質負担額（一般財源負担額） | | 19,800 |

【6】他市町の状況

(1) 県内37市の助成制度実施状況

| No | 保険者 | 国保 | | 後期 | |
|----|-------|-------|------|-------|------|
| | | 人間ドック | 脳ドック | 人間ドック | 脳ドック |
| 1 | 千葉市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 銚子市 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | 市川市 | ○ | × | ○ | × |
| 4 | 船橋市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 館山市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 木更津市 | ○ | × | ○ | × |
| 7 | 松戸市 | ○ | × | ○ | × |
| 8 | 野田市 | ○ | × | ○ | × |
| 9 | 茂原市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 成田市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 佐倉市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 東金市 | ○ | × | ○ | × |
| 13 | 旭市 | ○ | × | ○ | × |
| 14 | 習志野市 | ○ | × | ○ | × |
| 15 | 柏市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 勝浦市 | ○ | × | ○ | × |
| 17 | 市原市 | ○ | × | ○ | × |
| 18 | 流山市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 八千代市 | ○ | × | ○ | × |
| 20 | 我孫子市 | ○ | ○ | × | × |
| 21 | 鴨川市 | ○ | × | ○ | × |
| 22 | 鎌ヶ谷市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 23 | 君津市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 富津市 | ○ | × | ○ | × |
| 25 | 浦安市 | × | ○ | × | × |
| 26 | 四街道市 | ○ | × | ○ | × |
| 27 | 袖ヶ浦市 | ○ | × | ○ | × |
| 28 | 八街市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 29 | 印西市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 30 | 白井市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 31 | 富里市 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 32 | 南房総市 | ○ | × | ○ | × |
| 33 | 匝瑳市 | ○ | × | ○ | × |
| 34 | 香取市 | ○ | × | ○ | × |
| 35 | 山武市 | ○ | × | ○ | × |
| 36 | いすみ市 | ○ | ○ | ○ | × |
| 37 | 大網白里市 | ○ | × | ○ | × |
| | | 36 | 18 | 34 | 14 |

(2) 近隣市等の実施状況

| 保険者 | 助成割合・助成上限額等 | | | | 補助金廃止による変更 | |
|------|-------------------|------------------|------|--------|-----------------------|-----|
| | 人間ドック | | 脳ドック | | | その他 |
| | 助成割合 | 上限額 | 助成割合 | 上限額 | | |
| 柏市 | 定額 | 10,000 | 定額 | 10,000 | 併用不可 | |
| 成田市 | 7割 | 35,000 | 7割 | 20,000 | 脳ドックは2年度に1回 | |
| 佐倉市 | 5割 | 10,000 | 5割 | 10,000 | 併用可 | |
| 四街道市 | 7割 | 25,000 | | | | |
| 印西市 | 5割 | 30,000 | 5割 | 20,000 | 併用可 | |
| 富里市 | 5割 | 20,000 | 5割 | 20,000 | 併用可 脳ドックは2年度に1回 | |
| 船橋市 | 定額 | 13,000 | 定額 | 10,000 | 併用可 脳ドックは40歳以上5歳刻み | |
| 鎌ヶ谷市 | 5割 | 15,000 | 5割 | 15,000 | 併用不可 | |
| 八街市 | 5割 | 20,000 | 5割 | 10,000 | 併用可 | |
| 栄町 | 7割 | 30,000 | 5割 | 30,000 | 併用不可 | |
| 酒々井町 | 7割(日帰り) 7割(宿泊) | 30,840 45,200 | 7割 | 26,460 | 併用不可 | |
| 白井市 | 5割 | 20,000 | 5割 | 20,000 | 併用可 脳ドックは2年度に1回 | |

【7】令和4年度以降の事業について

以上の内容を踏まえ令和4年度以降の事業について、次のとおり提案する。

●人間ドック助成

【3】のとおり、白井市における後期高齢者医療制度1人当たり医療費増加傾向により市の負担も増加している。

そのため、健康寿命の延伸および医療費の適正化の観点から、人間ドック受検により疾病の早期発見・早期治療につなげることが重要であり、人間ドックの受検費用を助成し受検しやすい環境をつくる本事業を継続することが妥当と考える。

一方財源において、長寿・健康事業における厚生労働省から広域連合への特別調整交付金は、「高齢者の特性に応じた保健事業の実施に当たっては、従来の疾病中心の健診項目に加え心身機能低下を含むフレイルの状態を把握することが主眼となっている」として予算の適正な配分の観点からの見直しにより、平成30年度から段階的に減額、令和3年度には完全に廃止し、広域連合から市への補助金も同様に減額及び廃止され、市へは、健康診査に対する委託料のみが支払われている状況である。

交付金及び補助金等の状況から、厚生労働省及び広域連合の両者とも健康診査の必要性を認めているが、人間ドックとして実施することについては重きを置いていない。

対して、がん検診の実施主体である市としては、健康診査と各種がん検診等が一体的に行える、医療機関の人間ドックを活用することが重要である。

そのため、市が負担しているがん検診に対する負担額を考慮すると、広域連合からの補助金が廃止されている現状においても助成額を維持することが妥当であると考えられる。

しかし、現在白井市は、がん検診の受検費用に対し償還払いにより助成することとはしていない。

自主的に受検した各種がん検診に対し、市が償還払いにより対応していない現状においては、健康診査にかかる費用以上に助成を行うことは過大であることから、助成上限額を広域連合からの健康診査委託料9,163円とほぼ同額の10,000円とする。

| | 現行 | 変更案 |
|-------|--|---|
| 対象者 | 後期高齢者医療制度被保険者 | 変更なし |
| 助成対象 | ・人間ドックと医療機関が認めるもの ・特定健康診査の必須検査項目を満たしているもの | ・人間ドックと医療機関が認めるもの ・後期高齢者健康診査の必須検査項目を満たしているもの |
| 助成条件 | 後期高齢者医療保険料の完納 | 変更なし |
| 助成割合 | 5割 | 変更なし |
| 助成上限額 | 20,000円（1年度に1回） | 10,000円（1年度に1回） |

●脳ドック助成

『脳血管疾患』は一般的な健診や人間ドックでは発見が難しく、早期発見できずに重症化した後に治療した場合には、治療後についても生活の質が大きく低下する恐れがある。

そのため、健康寿命の延伸の観点から、脳ドックを受検しやすい環境をつくることが重要であり、加えて、【4】(2)のとおり医療費が高額となる『脳血管疾患』の重症化を防ぐことにより医療費の適正化が期待できるということからも、本事業の継続が妥当と考える。

しかし、助成上限額については、人間ドックの助成上限額と整合性を図り、同額とするため10,000円とする。

| | 現行 | 変更案 |
|-------|---|-----------------|
| 対象者 | 後期高齢者医療制度被保険者 | 変更なし |
| 助成対象 | ・脳ドックと医療機関が認めるもの ・MRI 及びMRA の項目が含まれるもの | 変更なし |
| 助成条件 | 後期高齢者医療保険料の完納 | 変更なし |
| 助成割合 | 5割 | 変更なし |
| 助成上限額 | 20,000円(2年度に1回) | 10,000円(2年度に1回) |

○参考：案のとおり事業を変更した場合の近隣市等との比較

| 市町名 | 1人に対する1年度あたりの助成額 | | | 備考 |
|----------|------------------|---------|---------|------|
| | 人間ドック | 脳ドック | 合計 | |
| 白井市 | 10,000円 | 5,000円 | 15,000円 | |
| 印西市 | 30,000円 | 20,000円 | 50,000円 | |
| 成田市 | 35,000円 | 10,000円 | 45,000円 | |
| 八街市 | 20,000円 | 10,000円 | 30,000円 | |
| 富里市 | 20,000円 | 10,000円 | 30,000円 | |
| 四街道市 | 25,000円 | 0円 | 25,000円 | |
| 佐倉市 | 10,000円 | 10,000円 | 20,000円 | |
| 栄町 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 併用不可 |
| 酒々井町 | 30,840円 | 26,460円 | 30,840円 | 併用不可 |
| 鎌ヶ谷市 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 併用不可 |
| 船橋市 | 13,000円 | 2,000円 | 15,000円 | |
| 柏市 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 併用不可 |
| 白井市(変更前) | 20,000円 | 10,000円 | 30,000円 | |

○参考：案のとおり事業を変更した場合の事業費見込 (千円)

| | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込額 | 2,390 | 1,630 | 1,671 | 1,722 | 1,804 |
| (内特財) | 812 | 1,015 | 1,051 | 1,098 | 1,153 |
| (内一財) | 1,578 | 615 | 620 | 624 | 651 |

○参考：現行通り事業を継続した場合の事業費見込 (千円)

| | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込額 | 2,390 | 2,999 | 3,079 | 3,179 | 3,331 |
| (内特財) | 812 | 1,015 | 1,051 | 1,098 | 1,153 |
| (内一財) | 1,578 | 1,984 | 2,028 | 2,081 | 2,178 |

○参考：第5次総合計画後期基本計画における本事業の財政推計値 (千円)

| | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計値 | 3,286 | 3,286 | 3,286 | 3,286 | 3,286 |
| (内特財) | 978 | 978 | 978 | 978 | 978 |
| (内一財) | 2,308 | 2,308 | 2,308 | 2,308 | 2,308 |

令和 2 年 2 月 19 日

白井市人間ドック等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白井市が行う千葉県国民健康保険（以下「白井市国民健康保険」という。）の被保険者及び千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の人間ドック及び脳ドック（以下「人間ドック等」という。）に係る受検費用を一部助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療に役立て、被保険者の健康保持・増進を図ることで、白井市国民健康保険事業及び千葉県後期高齢者医療制度の健全な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人間ドック 疾病の予防及び早期発見を目的として総合的に行われる検査のうち、別表に定める検査項目を満たし、各医療機関において人間ドックと認めるものをいう。
- (2) 脳ドック 主として脳に係る疾病の予防及び早期発見を目的として行われる検査のうち、別表に定める検査項目を満たし、各医療機関において脳ドックと認めるものをいう。
- (3) 契約医療機関 医療機関のうち人間ドック等の受検費用に係る助成金の代理受領につき、白井市と契約した医療機関をいう。
- (4) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第20条に規定する特定健康診査のうち、白井市が実施するものをいう。
- (5) 後期高齢者健康診査 法第125条第1項に規定する健康診査のうち、白井市が実施するものをいう。
- (6) 質問票 白井市国民健康保険の被保険者においては白井市人間ドック質問票（国民健康保険）（別記第1号様式）、千葉県後期高齢者医療制度の被保険者においては白井市人間ドック質問票（後期高齢者医療制度）（別記第2号様式）をいう。ただし、あらかじめ白井市に承諾を得た契約医療機関で受検する場合は、当該契約医療機関が定める様式をいう。
- (7) 受検項目確認表 契約医療機関との契約において定め、白井市が発行する人間ドック等の受検項目及び第4条に規定する助成金の額が記載された様式をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 白井市国民健康保険の被保険者であって、人間ドック等を受検する日において、次の全てに該当する者とする。

ア 年齢が満40歳以上である者

イ 納期限の到来している白井市国民健康保険税を完納している世帯に属する者

ウ 当該年度において特定健康診査を受診していない者（人間ドックの受検者のみ）

(2) 千葉県後期高齢者医療の被保険者であって、人間ドック等を受検する日において、次の全てに該当する者とする。

ア 白井市に住所を有している者（住所地特例対象者を除く。）

イ 納期限の到来している千葉県後期高齢者医療保険料を完納している者

ウ 当該年度において後期高齢者健康診査を受診していない者（人間ドックの受検者のみ）

(助成金の額)

第4条 人間ドック等の助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 人間ドック 受検に係る検査費用の2分の1に相当する額とし、当該額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。

(2) 脳ドック 受検に係る検査費用の2分の1に相当する額とし、当該額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。

(助成の制限)

第5条 人間ドック等の助成は、当該年度に受検したものを対象とし、同一年度内に1回を限度とする。ただし、脳ドックについては、2箇年度連続して助成を受けることができない。

(助成金の承認申請)

第6条 人間ドック等の助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白井市人間ドック等助成金承認申請書（別記第3号様式）に白井市国民健康保険被保険者証又は千葉県後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(助成金の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、人

間ドック等の助成の可否を決定し、当該申請者に白井市人間ドック等助成承認書（別記第4号様式。以下「承認書」という。）又は白井市人間ドック等助成金不承認書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（契約医療機関における受検等）

第8条 前条の規定により承認書の交付を受けた申請者（以下「助成承認者」という。）が、契約医療機関において人間ドック等を受検するときは、人間ドック等を受検する日に当該契約医療機関へ承認書、受検項目確認表及び被保険者証（以下「必要書類」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により契約医療機関へ必要書類を提出した助成承認者は、人間ドック等に係る受検費用から受検項目確認表に記載された助成金の額を差し引いた額を当該契約医療機関に支払うものとする。この場合における助成金の交付は、当該契約医療機関の代理受領によるものとし、当該助成承認者に助成金を交付したものとみなす。

3 第1項に規定する必要書類の確認ができない場合又は前項に規定する受検項目確認表に記載された助成金の額に変更が生じた場合は、助成承認者は人間ドック等に係る受検費用の全額を当該契約医療機関に支払うものとする。

（契約医療機関以外の医療機関における受検等）

第9条 助成承認者が、契約医療機関以外の医療機関において人間ドック等を受検するときは、人間ドック等に係る受検費用の全額を当該医療機関に支払うものとする。

（助成金の交付請求）

第10条 人間ドック等の助成金の交付請求の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）第8条第1項の規定により助成承認者が契約医療機関へ必要書類を提出した場合は、当該契約医療機関が当該助成承認者に代わり、市長に助成金の交付請求を行うものとする。この場合において、当該契約医療機関が助成金の交付を受けようとするときは、白井市人間ドック等助成金交付代理請求書（別記第6号様式）に白井市人間ドック等助成金交付請求内訳書（別記第7号様式）、承認書及び受検項目確認表を添えて、市長に提出しなければならない。

（2）第8条第3項の規定により契約医療機関に人間ドック等に係る受検費用の全額を支払った助成承認者が助成金の交付を受けようとするときは、白井市人間ドック等助成金交付請求書（別記第8号様式。以下「請求書」という。）に受検項目確認表及び領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(3) 第9条の規定により契約医療機関以外の医療機関で受検した助成承認者が助成金の交付を受けようとするときは、請求書に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 人間ドックの助成金の交付請求に当たっては、前項各号に定めるもののほか、当該医療機関が発行する検査結果報告書の写し（検査を実施した医師の氏名が記載されているもの。）及び質問票を提出しなければならない。

（助成金の支払）

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を当該交付請求した者に支払うものとする。

（助成金の返還等）

第12条 市長は、助成承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱により契約医療機関に支払った当該助成承認者に係る助成金又は当該助成承認者に交付した助成金を当該助成承認者から返還させるものとし、助成金の支払いの前にこの事実が明らかになったときは、助成金の承認を取り消すとともに、当該助成承認者から承認書を返還させるものとする。

(1) 第3条に規定する対象者としての要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により人間ドック等の助成を受けたとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支払いを受けた契約医療機関があるときは、当該契約医療機関に対し、その額を返還させるものとする。

（検査結果の利用）

第13条 市長は、助成承認者の同意があった場合に限り、人間ドックの検査結果をもって特定健康診査又は後期高齢者健康診査を受診したものとみなし、当該助成承認者の保険指導等に利用することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(白井市人間ドック等助成金交付要綱の廃止)

2 白井市人間ドック等助成金交付要綱(平成28年制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に廃止前の白井市国民健康保険人間ドック等助成金交付要綱の規定により、承認された人間ドック等助成金の交付については、なお、従前の例による。

(失効)

4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年3月3日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。